

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月10日
【会社名】	いちごグループホールディングス株式会社
【英訳名】	Ichigo Inc. (旧英訳名 Ichigo Group Holdings Co., Ltd.) (注) 平成27年5月24日開催の第15期定時株主総会の決議により、平成27年8月1日から英訳名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 長谷川 拓磨
【最高財務責任者の役職氏名】	専務執行役財務本部長 南川 孝
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長長谷川拓磨及び専務執行役財務本部長南川孝は、当社の第15期（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）の有価証券報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。